

附則

この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

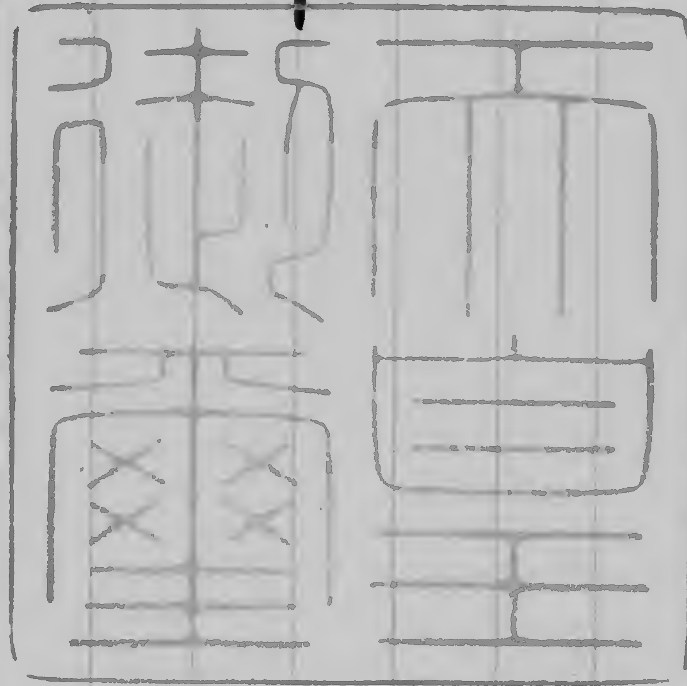
文部大臣

松本武久

内閣総理大臣

岸信介

裕仁



皇太子明仁親王の結婚の儀の行われる  
日を休日とする法律をここに公布する。

昭和三十四年 三月十七日

内閣総理大臣 署名

尾



法律第十六号

皇太子明仁親王の結婚の儀の行われる日を休日とする法律

皇太子明仁親王の婚姻を国民こぞつて祝うため、結婚の儀の行われる日を休日とする。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律に規定する日は、他の法令の適用については、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する日とする。

内閣総理大臣

署名

法務大臣

愛知揆一

外務大臣

為山

大藏大臣

佐野

文部大臣

松本

厚生大臣

坂本

農林大臣

三浦

通商産業大臣

片岡

運輸大臣

市川

郵政大臣

奇良

内

閣

労働大臣

倉石忠雄

建設大臣

遠藤三郎

内

閣